

令和2年4月7日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様  
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様  
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象  
並びに自治体における対応に向けた準備について」等の周知について(通知)

このことについて、令和2年4月3日付けで厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名により  
別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、この内容について御了知いただきますようお願いいたします。

なお、事務連絡の別紙の内容（別紙1から別紙4までの資料及び参考資料）については、次  
の厚生労働省ホームページを参照してください。

○厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>  
介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応について

「2 感染拡大防止に関する事項」の中に、事務連絡が掲載されています。

・ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

担 当 指 導 検 査 グ ル ー プ

電 話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 片桐)